

○三原市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成 25 年 5 月 31 日

要綱第 49 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日要綱第 51—1 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉事業の適正な運営を確保するとともに、その経営及び運営水準の向上を図ることを目的として、社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査を統一的かつ効率的に実施することとし、その実施に関しては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象法人)

第 2 条 この要綱に基づく指導監査(以下「指導監査」という。)は、市が所轄庁となる法人を対象として行うものとする。

(所掌等)

第 3 条 指導監査は、社会福祉課が所掌するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、社会福祉課及び関係課が相互に連携をとって円滑な実施を図るものとする。

3 第 10 条第 1 項の規定による検討は、社会福祉課が所掌し、関係課と連携して行うものとする。

(指導監査実施方針等)

第 4 条 指導監査の実施に当たり、前年度の指導監査結果における問題点等を勘案の上、基本方針及び重点事項を定めた指導監査実施方針を策定し、公表するものとする。

2 指導監査調書等は、次のとおりとする。

(1) 指導監査調書の様式は、指導監査事項及び指導監査実施方針等に基づいて作成するものとする。

(2) 指導監査調書及び資料は、別に指定する日までに法人から提出を求めるものとする。

(実施計画)

第 5 条 実施計画は、毎年度策定することとし、これに基づき指導監査を実施するものとする。

(指導監査班の編成)

第 6 条 指導監査班は、指導監査の類型等に応じて、原則、2 人以上をもって編成し、班長は係長以上の職にある者を充てるものとする。

- 2 不適切な法人運営等の問題を有する法人の指導監査の班編成に当たっては、課長以上の職にある者を班長に充てるなど必要な配慮を行うものとする。

(指導監査の実施)

第7条 指導監査は、次のとおり実施するものとする。

(1) 実施通知

原則として、法人から提示又は提出を求める資料等の必要な事項を明示して指導監査日の2週間前までに法人に通知するものとする。

(2) 事前の検討

法人の運営状況等をあらかじめ把握するため、次に掲げる資料の活用等により分析、検討を行うものとする。

ア 過去3年間における指導監査結果及び法人の措置状況

イ 財務諸表

ウ 現況報告書

エ 法人に提出を求めた指導監査調書及び関係資料

オ その他参考事項

(3) 指導監査の立会い

指導監査における責任の明確化と実効を期するため、役員の立会いを求めるものとする。

(4) 講評等の実施

指導監査終了後、原則として、班長は法人の代表者及び関係職員に対して講評を行い、併せて意見、要望等を聴取するものとする。

(指導監査後の措置)

第8条 指導監査後の措置は、次のとおりとする。

(1) 結果報告

指導監査職員は、指導監査実施後、指摘事項及び問題点等の概要を報告するものとする。

(2) 結果通知

ア 指導監査の結果は、原則として、指導監査後1月以内に法人に通知するものとする。

イ 改善を要する事項がある場合は、改善方策を具体的に示して通知するものとする。この場合において、法人の改善措置は期限(1月以内)を付して報告させるものとする。

(3) 事後指導

法人から報告された改善措置について必要がある場合は、事後指導を行うものとする。

(指導監査事務連絡会議)

第9条 指導監査事務に従事する職員で構成する指導監査事務連絡会議を設け、必要に応じて、指導監査実施方針、実施計画、文書指摘事項その他必要な事項について、協議し、及び検討するものとする。

(指導監査結果の検討等)

第10条 指導監査の結果等に、法人において、重大な法令違反又は著しく適正を欠く運営等の不適正な事案が認められた場合には、当該法人に対する運営適正化を図るための必要な措置等について検討するものとする。

2 指導監査結果は集約し、今後の指導監査に活用するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成25年度の指導監査から適用する。

附 則(平成29年11月17日三原市要綱第114号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第51—1号)

この要綱は、公布の日から施行する。